

基準認証政策	190
1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）	190
2. 標準化政策	190
2. 1. 国内標準（J I S）	190
2. 2. 国際標準（I S O / I E C）	191
2. 3. 諸外国との連携	191
2. 4. 標準化人材の育成	193
2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報	193
3. 認証政策	193
3. 1. 国内における適合性評価制度の的確な運用	193
3. 2. マネジメントシステム規格とその認証	194
3. 3. グローバル認証基盤整備事業	194
3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進	194
4. 計量行政・知的基盤整備政策	194
4. 1. 知的基盤の整備	194
4. 2. 知的基盤整備の状況	195
4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応	196
4. 4. 計量行政をめぐる動き	197
4. 5. 計量制度の的確な運用	197
4. 6. 計量行政に係る国際的対応	197
4. 7. 計量行政に関する普及・広報	198
4. 8. 計量行政審議会の活動	198

基準認証政策

1. 基準認証政策に関する主な動き（総論）

経済社会のグローバル化の進展や技術の進歩に伴い、我が国の標準化活動を取り巻く環境は著しく変化している。国際的な環境変化を機敏に捉え、迅速かつ柔軟に対応するとともに、産業競争力を強化する視点から、戦略的な標準化活動の重要性が高まっている。特に、あらゆるモノやサービスをつなぐためのインターフェースとして、標準の重要性はますます高まってきており、また、領域横断や異業種連携、先端技術の社会実装においても、その役割は拡大している。

この状況の中、我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場の創出を目指していく必要がある。

また同時に、国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る取組みを力強く進めていかなければならない。

経済産業省では、国際標準化体制の強化のために様々な政策を講じている。具体的には、標準化関連予算を活用して、重要分野における世界の規制や標準化の動向に関する情報収集を行い産官学で共有するとともに、国として実施すべき規格開発に官民連携で取り組んでいる。また、既存分野、新規分野、業種横断的分野等についての官民の連携の在り方を整理し、規格開発の戦略や推進体制について議論をしている。この動きの中で、2020年7月には、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）に「標準化推進センター」が発足した。さらに、2020年12月に内閣府統合イノベーション戦略推進会議内のイノベーション政策強化推進チームの下、省庁間の標準化活動に関する政策や国内外動向の共有、官民における標準の戦略的取組の推進を目的として設置された「標準活用推進タスクフォース」では、戦略的な標準活用に向けた基盤整備（関連予算獲得、官民連携体制強化、民間支援等）や、官民連携で大きな市場の急速な立ち上げが期待できる重点分野の選定および重点分野における標準活用戦略の策定などを関係省庁とともに議論している。経済産業省としても重点分野として、

「水素・燃料アンモニア」の設定・推進など、省庁間連携の下、標準化体制の強化に取り組んでいる。

また、一国一票制の国際標準化活動について、各国との連携を進めることが重要であるとの認識に立ち、欧米やアジアの標準化機関との定期的な協議会の開催や、主要国とのISO/IEC等の国際標準化活動における個別分野の協力に関する情報・意見交換を通じ、一層の連携強化を進めている。

さらに、標準化活動を支える人材育成の取組は極めて重要との問題意識のもと、2017年1月に産官学で策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に基づき、国際標準化活動を担う次世代人材育成のため、一般財団法人日本規格協会（JSA）と連携して、ISO/IEC分野において標準化に携わる若手人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」（通称ヤンプロ）を実施した。加えて、経営層・大学生向けの啓発・講義の拡充や、標準化や規格開発に関する専門知識を備えた人材をJSAが評価して登録する制度（標準化人材登録制度）、産業標準化事業表彰制度を通じた基準認証政策の普及・広報等の取組みを進めている。

2. 標準化政策

2. 1. 国内標準（JIS）

日本産業標準調査会（JIS C）において審議されるJISの制定・改正については、「産業標準化審議予定一覧」に基づき、着実に進めた。

例えば、汗や水分を吸収し発熱する素材として日本で開発された「吸湿発熱素材」について、近年、国内外でこれを材料とした衣料品が広く普及していることから、この素材の性能を客観的に評価するJIS L1952-1（最大吸湿発熱温度測定法）及びJIS L1952-2（熱保持指数測定法）の制定を行った。また、言葉や文字によらず、一目見ただけで多くの情報や案内を可能とする案内用図記号（ピクトグラム）に関するJIS Z8210（案内用図記号）の改正、戸籍や住民票などで使われている全ての漢字（約6万文字）及び新しい絵文字などを含む国際文字コード（UCS）に関するJIS X0221（国際符号化文字集合）の改正など、JIS整備を進めた。

また、2018年に改正された産業標準化法により2019年度に認定された2つの認定産業標準作成機関（一般財団法

人日本規格協会(JSA)、一般社団法人日本鉄鋼連盟)が作成したJIS案に関し、JISCの審議を経ずに迅速に、JISの制定10件、改正33件を2020年度中に公示した。

上記のような取組により、2020年度中に制定129件、改正336件のJISを公示した。2021年3月末現在、10,912件のJISが制定されている。

2. 2. 国際標準 (ISO/IEC)

(1) 戦略的国際標準化の推進

我が国産業の国際競争力を強化する観点から、国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)における戦略的な国際標準化の推進が重要であり、次のような取組を行った。

○自動車の自動運転技術に関する国際標準化

相互運用性確保による国際的な普及促進や、内外の法規制に対する将来的な規格の引用を念頭に、日本が自動車の自動運転技術の国際標準化を主導。2020年4月には、部分的自動車線変更システムが日本提案の国際規格(ISO 21202)として発行されるとともに、自動車専用道路におけるレベル3自動運転システムや自動運転安全性検証シナリオの国際標準化についても、日本提案で議論を進めている。

○コールドチェーン物流に関する国際標準化

小口保冷配送サービスについて、サービスの質を適切に評価し、消費者からの信頼確保と日本の物流事業者の国際競争力強化を図るため、日本が国際規格の開発を主導し、2020年5月に国際規格(ISO 23412)として発行された。また、食品等の物流における温度管理の重要性が高まっていることから、日本よりコールドチェーン物流を対象とした専門委員会の設置を提案し、2021年1月に日本を議長・幹事国とした専門委員会が設立された。

○定置用大型蓄電システムの安全性に関する国際標準化

再生可能エネルギーの利用拡大にむけ、太陽光や風力で発電された電力の変動を吸収し、適切に系統に繋ぐため、多数の蓄電池やパワーコンディショナー等で構成される「定置用大型蓄電システム」の普及が期待されている。その安全性の評価にかかる国際規格を整備するため、IEC/TC120において2016年5月に日本提案による国際規格作成プロジェクトが立ち上がり、2020年4月に蓄電システムの安全要求事項に関する国際規格として発行された。

また2021年3月に、同国際規格を元にしたJIS C4441を制定した。

(2) ISO/IEC総会、理事会等の上層委員会への積極的対応

ISOにおける総会、理事会、技術管理評議会(TMB)、IECにおける総会、評議会、標準管理評議会(SMB)、適合性評価評議会(CAB)、市場戦略評議会(MSB)等の上層委員会に対しては、委員会に積極的に参加し、地域的なバランスを踏まえた、国際的な視点での意見が適切に反映されるよう努めた。

上層活動への人的貢献及び関与としては、ISOについては、経済産業省の松本満男国際戦略情報分析官がISO財務担当 副会長(任期2019年~2022年)を務めており、また継続的にISO理事会、TMBに委員を派遣している。IECについても、三菱電機の堤和彦氏が第3副会長(任期:2019年~2021年)を務めている。さらに、継続的に日本から評議会、SMB、CAB、MSBに委員を派遣している。

2. 3. 諸外国との連携

(1) 多国間標準化協力

(ア) 太平洋地域標準会議(PASC)

ISO/IEC等の国際標準化活動における環太平洋地域の連携強化及び参加促進を目的とし、1972年に米国の提唱により発足した。2021年3月末時点で、25の国・地域が加盟している。2020年5月には、オンラインで開催されたISO、IEC、ITU-Tとの合同セッションに参加し、これら国際機関の環太平洋地域政策について議論を行った。

(イ) APEC/基準・適合性小委員会(SCSC)

APECエコノミー間で基準認証分野に関する意見交換及び協力を行うことを目的とし、1994年に発足した。

2020年9月にはオンライン(議長国マレーシア)にてAPEC2020/SCSC2(2020年第2回SCSC会合)が、2021年2月にオンライン(議長国ニュージーランド)にてAPEC2021/SCSC1(2021年第1回SCSC会合)が開催され、我が国よりWTO/TBT委員会の動向や規格整合化調査の取組の報告、及び2件のAPECプロジェクト(環境活動、ファインバブル)の進捗報告等を行った。

(ウ) ACCSQ-METI

日本とASEANとの間で基準認証分野に関する意見交換を行うことを目的に、1999年にACCSQ-METIが発足した。本会合のASEAN側の参加者は、アセアン品質標準諮問委員会(ACCSQ)のメンバーである。

その後、AJCEP(日・ASEAN包括的経済連携協定)の枠組におけるSC-STRACAP(任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会)として開催されることとなり、双方が関心を有する分野における標準化活動に関する情報・意見交換を行っている(2020年度は11月に開催)。

(エ) 北東アジア標準協力フォーラム

日中韓3か国の標準化活動における連携強化及び個別分野での協力の推進を目的とし、3か国の標準化機関、その他民間団体等からの出席の下、2002年から毎年開催。2020年6月には、韓国のホストで開催されたオンライン会議に参加し、各国の標準化政策について情報交換を行った。

(2) 二国間等標準化協力

(ア) CEN/CENELEC/JISC協力協定

日欧間で規格策定等の情報交換を行うことを目的に、日本と欧州標準化委員会(CEN)との間で2008年に、欧州電気標準化委員会(CENELEC)との間で2005年に、それぞれ協力のための覚書(MOU)を締結。2014年11月には両協力文書を一本化し、CEN/CENELEC/JISC協力協定を締結。以降、当該協力協定に基づき、CEN/CENELECとJISCとの定期会合、合同作業部会の設置及び活動、年次総会及び技術委員会へのオブザーバー参加などの活動を実施している。

2020年12月に日本のホストで定期会合をオンラインで開催し、協力協定に基づく協力の進捗状況等について意見交換を行った。

(イ) 日中標準化協力ダイアログ

中国国家市場監督管理総局(SAMR)国家標準化管理委員会(SAC)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等国際標準化活動における協力・連携等を目的とし、2007年から日中標準化協力ダイアログを実施している。2020年は、6月に開催された北東アジア標準協力フォーラムに係るオンライン会議において情

報交換を行った。

(ウ) 日韓基準認証定期協議

韓国産業通商資源部(MOTIE)技術標準院(KATS)との間で、両国の基準認証政策に関する情報交換、ISO/IEC等の国際標準化活動に係る課題及び個別分野の標準化活動における協力・連携等を目的とし、1979年から日韓基準認証定期協議を実施している。2020年は、6月に開催された北東アジア標準協力フォーラムに係るオンライン会議において情報交換を行った。

(3) 基準認証協力プロジェクト

(ア) 分野別標準化プロジェクト

アジア市場において事業を展開する日系企業を支援するとともに、二国間協力を強化することを目的として、ASEAN諸国を対象に分野別標準化プロジェクトを実施した。

マレーシア及びベトナム、インドネシアにおいては、相手国政府による協力の下、それぞれ2020年8月及び2020年12月、2021年1月にゼロエネルギービルディング(ZEB)概念の普及促進を目的としたワークショップを開催した。

また、2021年1月、2月にはベトナムを対象とした、抗菌性製品の評価の試験方法及び認証制度に関する研修をオンラインで実施した。

(イ) 標準化人材の育成

ASEAN諸国の国際標準化活動への参加を促進するため、標準化に関する人材育成を行った。2020年12月には、IEC地域事務所との共催で、「スマートハウスと国際標準」についてのセミナーをオンラインによって開催した。

(4) WTO/TBT委員会

WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)では、加盟国の強制規格(=規制)や任意規格について、国際規格が存在する場合にはそれを基礎とすること、作成前に加盟国に周知すること(=通報)等を義務付けている。また、強制規格や任意規格への適合を証明するための適合性評価の手続についても、必要以上に貿易制限的なものとならない事を求めている。同協定の実施及び運用を目的としたTBT委員会が年に3回程度開催されており、我が国

として2020年度も引き続き、同委員会において他国の措置に関する基準認証分野の貿易上の懸念について積極的な発言等を行った。

2. 4. 標準化人材の育成

我が国の国際標準化活動の強化に当たっては、国際標準化人材の育成が不可欠である。このため、2017年1月に策定された「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」に基づき、以下の取組を実施した。

国際標準化活動を担う次世代人材育成のため、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、一般財団法人日本規格協会（JSA）と連携して、ISO/IEC分野において標準化に携わる若手人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」（通称ヤンプロ）を実施した（2021年3月末時点で計377名の修了生を輩出）。

また、大学等における標準化教育推進のため、講師として職員の派遣（2020年度で9大学）等を通じた支援を実施するとともに、2017年度に開発した標準化教育のモデルカリキュラム及びファカルティ・ディベロップメント教材を活用した標準化講義拡充のための支援を実施した。

加えて、JSAと連携し、標準化や規格開発に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」（2017年6月創設）においては、2021年3月末時点で規格開発エキスパート404名、規格開発エキスパート補42名を登録した。

2. 5. 基準認証政策に関する普及・広報

基準認証政策への理解の増進及び制度の活用促進を図るためには、普及・広報活動が重要である。

毎年、産業標準化推進月間である10月に産業標準化事業表彰を行っている。2020年度は、ISO（国際標準化機構）/TC（専門委員会）227（ばね）の国際幹事を長きにわたって務め、自動車を始め、産業機械など幅広い分野の基盤技術として活用されるばねの国際標準化を主導し、我が国ばね産業の海外市場開拓に貢献した相羽氏に対し内閣総理大臣表彰を、産業標準化事業に率先して取り組み、その功績が顕著な個人22名及び3組織に経済産業大臣表彰を、さらに、産業標準策定や国際標準化活動等を幅広い

側面から支える関係者など32名に対して産業技術環境局長表彰（産業標準化貢献者表彰、国際標準化奨励者表彰）を授賞した。なお、本年の表彰式は新型コロナウイルス感染症の影響により、受賞対象者のみ出席可とすることで最小限の人数に抑え、インターネットライブ配信も活用しつつ実施した。また、内閣総理大臣表彰受賞者及び経済産業大臣表彰受賞者にインタビューを実施し、その功績等について、経済産業省のホームページ上で公表したほか、ポスターの全国配布を実施するなど、積極的に普及・啓発活動を行った。

3. 認証政策

3. 1. 国内における適合性評価制度的確な運用

（1）JISマーク表示制度

（ア）制度の概要

産業標準化法によるJISマーク表示制度は、品質等をJISで具体的に規定し、これに適合する製品やその包装等にJIS適合品であることを示す特別な表示（JISマーク）を付けることができる制度であり、製品の取引・使用・消費の合理化等を目的としている。

2021年3月末時点で約8,400件（約920規格）が認証されている。

（イ）制度の信頼性確保の取組

JISマーク表示制度では、国は登録認証機関に対する監督措置（報告徴収、立入検査等）を実施することとされており、認証取得事業者に対する監督については一義的に登録認証機関にその責務がある。これに加え、国も認証取得事業者に対して必要に応じて報告徴収、立入検査及び表示の除去命令を行うことができ、JISマーク制度の信頼性を確保することとしている。

2020年度も違反工場への厳格な対応、認証取得事業者に対する立入検査、試買検査等を実施した。

（2）JNLA制度

産業標準化法に基づく試験所登録制度（JNLA制度）は、試験証明書信頼性確保を目的として、試験所の能力に関する要求事項を規定した国際規格（ISO/IEC 17025）に適合する試験事業者を登録する制度である。登録の対象となる試験方法はJISの試験方法であり、登録された試験方法の範囲内において、特別な標章（ロゴ）付

きの試験証明書を発行することができる。2020年度は、土木建築分野で3件の新規登録があった。なお、2021年3月末時点での登録試験事業者数は215である。

3. 2. マネジメントシステム規格とその認証

I SO9001(品質)やI SO14001(環境)を代表とした、企業の組織管理に関する要求事項を定めたマネジメントシステム規格と、その適合性を評価する認証制度が、国際的に普及している。また、技術革新や市場の環境変化等に伴って、I SO50001(エネルギー)、I SO/IEC27001(情報セキュリティ)等、新たな分野における認証サービスの提供が行われている。我が国では、90年代前半から、マネジメントシステム規格に関する認証が本格的に始まり、国際規格に呼応したJISの整備も行われている。例えば、民間の認定機関(公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)等)の下に、各種認証機関が活動し、多くの組織が品質や環境に関するマネジメントシステムについて、国際規格を満たしているとの認証を受けている。(ISO survey 2020によれば、国内ではI SO9001について約32,200、I SO14001について約17,800の組織が認証を受けている(2020年12月現在))。

3. 3. グローバル認証基盤整備事業

世界的な市場拡大が期待される再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築のためには、機器・システムの安全性や性能について国際的に認められることが重要であり、そのための試験・評価を行うことのできる認証基盤が必要である。

他方、国内においては、大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池の性能・安全性に関する試験・評価を行う施設が存在しなかったことから、国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)福島再生可能エネルギー研究所において大型パワーコンディショナの試験・評価施設を、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において大型蓄電池の試験・評価施設を、それぞれ整備し、両施設とも2016年5月から運用を開始した。2020年度は、産総研において34件の共同研究/認証実験、NITEにおいて53件の試験を実施した。

3. 4. 適合性評価手続の効率化の推進

適合性評価手続の相互承認(Mutual Recognition)とは、相互承認の参加機関が、他の参加機関の適合性評価結果を、自ら実施したものと同等であるとして相互に承認するもので、貿易の円滑化につながることを期待できる。政府間の相互承認は、相手国において行われた自国の強制法規の技術基準への適合性評価の結果が自国において行われたものと同等であるとして政府が相互に認め合い、かつ、受け入れるもので、電気製品分野においては、これまでEU、シンガポール、タイ及びフィリピンとの間で相互承認に係る協定(MRA)を締結している。また、英国のEU離脱を受け、2020年、相互承認に係る議定書を含む日英EPAの署名が行われた。

4. 計量行政・知的基盤整備政策

4. 1. 知的基盤の整備

知的基盤とは、研究開発を始めとする知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用されるもの(研究用材料、計量標準、計測・分析・試験評価に係る方法及びそれらに係る先端的機器並びにこれらに関連するデータベース等)である。

第4期科学技術基本計画(2011年8月閣議決定)に基づき、産業構造審議会・日本工業標準調査会(現産業標準調査会)の合同会議である知的基盤整備特別委員会において取りまとめた第2期知的基盤整備計画では、「計量標準」「微生物遺伝資源」及び「地質情報」の3分野の新たな整備計画・具体的な利用促進方策について、それぞれの整備実施機関において次のように整備することとされている。

計量標準については、ユーザーニーズを踏まえた物理標準、標準物質の整備を前提に、整備計画の定期的な見直しとともに、整備された成果を評価する等のPDCAサイクルの実施や、官民の役割分担として民間の役割の拡大、計量法トレーサビリティ制度(JCSS)運用の改善を図ることとした。また、中堅・中小企業の利用を促進するため、中堅・中小企業に対する支援、利用促進に向けた環境整備、競争力強化と利便性向上に資する技術支援等を進めていくこととした。

微生物遺伝資源については、その整備に当たって、質・量ともに世界トップクラスを目指すものとし、中堅・中小企業の利用を促進することを前提に、中堅・中小企業の支

援、利用促進に向けた環境整備、バックアップ拠点の整備、既存ユーザーの支援等を進めていくこととした。

地質情報については、その整備に当たって防災等の基礎となる地質情報の充実を図るとともに、一般国民等にも分かりやすく使いやすい地質情報の提供、専門家・事業者による2次利用の促進等を進めていくこととした。

2021年2月に開催した知的基盤整備特別小委員会では、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画を踏まえた第2期知的基盤整備計画の達成状況や第3期知的基盤整備計画(案)の審議を行い、今後、新たな知的基盤整備計画の策定に向けて、パブリックコメントの実施により広く意見を求めた上で検討を進めていくこととなった。

4. 2. 知的基盤整備の状況

(1) 計量標準分野(物理標準、標準物質)

国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)計量標準総合センターにおいて、物理標準については、より小さい領域での微小質量計測の信頼性確保のためのサブミリグラムの微小質量の校正及びレーザエネルギーメータにおける微小エネルギー領域に対応するための感度校正の2件の範囲拡張を実施した。また、標準物質については、地球温暖化ガス計測のための「メタン/空気(大気組成)標準ガス」の依頼試験を新規に立ち上げた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインでの計量標準の情報発信・普及啓発活動に努めた。令和2年度の計測標準フォーラム講演会は、オンライン配信で開催し、医療・健康分野における信頼性の高い検査や安全な医療環境の提供に必要とされる様々な計量標準および計測技術を紹介した。また、大人から子供まで、広く一般の方に計量標準を知っていただくために、計量標準総合センターウェブサイトにおいて、国際単位系や計量標準に関し、「計量」、「はかる」を気軽に学べるコンテンツを集めたコーナーを開設し、情報発信の拡充等を行った。

(2) 微生物遺伝資源分野(産業有用微生物等)

バイオテクノロジーの基盤を成すものとして独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に生物遺伝資源機関を設置し、2015年までに産業有用微生物約8.9万株等の遺伝資源提供を可能とする体制を確立した。2020年度

には微生物約1,000株を追加整備し、これまでに整備したものと合わせ、微生物約9.4万株の生物遺伝資源を整備した。また、2020年度は延べ約1.6万株の微生物を企業等へ提供した。

地震等災害発生時に、企業等が保有する生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、生物遺伝資源をバックアップする体制を確立し、2020年度には企業等から870株のバックアップを受け入れ、これまでに受け入れたものと合わせ、12,735株を保管した。また、保存機器単位のバックアップ受け入れを9台分行った。

(3) 地質情報分野(地質図、海洋地質図、地質地盤図、火山地質図等)

地質分野の知的基盤については、産総研地質調査総合センター(GSJ)において整備を実施しており、2020年度には、5万分の1地質図幅を2区画(陸中関、池田)、20万分の1地質図幅1区画(「野辺地」(第2版))を出版した。ウェブ公開している20万分の1日本シームレス地質図の内容の更新、3D地図作成に活用できる高精度標高タイルの公開を行った。

地質地盤図の整備については、東京都区部の3次元地質地盤図を取りまとめた。また埼玉県南東部や千葉県北部延長部の3次元地質地盤図整備に向けた調査を開始した。

海洋地質図の整備は、種子島付近海底地質図(重力異常図・磁気異常図を含む)、久米島周辺海域表層堆積図、久米島周辺海域海底地質図(重力異常図・磁気異常図を含む)の整備を実施した。

沿岸域の地質情報については、2021年4月の相模湾沿岸域の成果公開に向けた取りまとめを実施した。また、前年度に調査完了した伊勢湾・三河湾沿岸域についても取りまとめを行い、本地域の断層運動と地形の成り立ちを解明した研究のプレスリリースを行った。紀伊水道沿岸域の調査を開始し、陸域と海域におけるボーリングデータ解析を実施し、音波探査と重力探査の情報を収集した。

活断層情報については、産総研が布田川断層帯・日奈久断層帯で実施した古地震調査のデータを活断層データベース上に入力したほか、同データベース上の布田川断層帯における調査地点情報の位置精度を向上させた。

火山の地質情報については、恵山火山地質図を整備したほか、伊豆大島、日光白根山、御嶽山、秋田焼山、雌阿寒

岳で地質調査を実施した。

津波堆積物データベースについては、主に三重県、高知県、宮崎県の津波堆積物調査結果の情報整理を行った。

水文環境図については、「山形盆地（第2版）」、「紀の川平野」の2地域を公開した。

鉱物資源情報については、主として日本国内の金属鉱床を対象に、鉱物資源データベースの編集を実施した。

地熱資源については、地熱資源情報の利活用促進を目的として、地熱情報データベース（GRES-DB）をGSJのデータベースの1つとして公開した。

4. 3. 知的基盤整備に係る国際的対応

（1）計量標準分野における国際的対応の強化

（ア）国際度量衡委員会相互承認取り決め（CIPM MRA）

国家計量標準機関の維持する計量標準の世界的な同等性を確立し、同機関が発行する校正・測定証明書相互承認を提供するため、メートル条約のもとに設置された国際度量衡委員会において、1999年10月に「国際度量衡委員会相互承認取り決め」（CIPM MRA）が結ばれた。2021年3月末現在、CIPM MRAの署名機関は106計量標準機関（102か国・4国際機関）となっている。

また、CIPM MRAに基づくものを含め、計量標準の国際的な同等性を確保するために必要となる国際比較については、2020年度に11件最終結果が公表された。

（イ）アジア太平洋計量計画（APMP）

APMPはアジア太平洋地域の計量標準の水準向上を図る機関として設立され、近年ではCIPMの地域計量組織として計量標準の相互承認等に係る活動も行っている。第36回総会は、2020年11月、オンライン形式によって開催され、CIPM MRAのアジア太平洋地域における発展に向けて活発な議論が行われた。総会の他、分野ごとに技術課題やAPMPでの活動計画について議論が行われた。

（ウ）国際計量研究連絡委員会

1977年、メートル条約及び国際法定計量機関（OIML）を設立する条約に基づく国際活動に対する国内関係者の情報交換及び調整を行う委員会として、国際計量研究連絡委員会が設置された。2020年度は、2020年9月に書面審議、及び2021年1月にオンライン形式で委員会が開催

され、メートル条約関連組織の活動状況、メートル条約加盟国作業委員会、APMP、キログラム国際基幹比較等について議論・報告が行われた。

（2）地質情報分野における国際対応の強化

東・東南アジア諸国で出版された各種の数値情報をウェブ上で公開・共有化を促進するため、東・東南アジア地球科学計画調整委員会（CCOP）の活動として産総研主導によるCCOP地質情報総合共有プロジェクトを進めた。2020年度には東・東南アジア各国で地質図、地震、火山、地質災害、環境、地物、地下水、地熱、リモートセンシング等の合計約150件のデータを追加した。2021年3月現在、12ヶ国14機関によって23のポータルサイトが作成され、総計約950件のデータが登録され、公開されている。

（3）微生物遺伝資源分野における国際対応の強化

NITEではアジア8か国・地域（モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国、韓国、台湾、インドネシア）の機関と締結している包括的覚書（MOU）に基づき、共同研究契約書を取り交わした上でモンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム及びインドネシアから日本に移転した微生物を、国内企業等に対し提供した。2020年度は、タイ国立遺伝子生命工学研究センター（BIOTEC）と生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の国際移転促進の枠組みに関する合意書を更新した。

アジア15か国・地域の28機関による「微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」（事務局：NITE）を通して、アジア多国間協力を推進。2020年度は、9月に初のオンライン会合となる第17回年次大会をNITE、理化学研究所バイリソース研究センター（JCM）及び国立環境研究所（NIES）と共同でホストした。また、ACMの活動に関する情報をとりまとめ、ACMのホームページの更新を行う等、ユーザビリティの向上に貢献した。

また、微生物資源の利用に関する各国法規制情報とその運用実態に関する情報を収集・分析し、ホームページで公開している。2020年度は、生物多様性条約の科学技術助言補助機関第24回会合（SBSTTA-24）及び実施補助機関第3回会合（SBI3）の特別バーチャルセッション並びに非公式会合（いずれもオンライン）に出席し、合成

生物学や地球規模の多国間利益配分メカニズムに関する最新情報を入手した。

4. 4. 計量行政をめぐる動き

経済活動、産業活動、国民生活にとって、適正な計量が行われることは必要不可欠であり、「計量法」においては、経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量関係機関の連携の下、着実に適正な計量の実施を確保するため、各制度が規定されており、取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能している。他方、計量行政を取り巻く社会環境の変化に的確に対応することも重要であり、2016年の計量行政審議会では、①民間事業者の参入の促進 ②技術革新、社会的環境変化への対応 ③規制範囲・規定事項等の再整理・明確化の3つの視点から議論が行われ、同年11月に答申（「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて」）がなされている。2020年度は、当該答申を踏まえて、計量法関係法令（計量法関係手数料令、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則等）の改正を行った。具体的には、特定計量器へ追加された「自動はかり」のうち、自動捕捉式はかりに続く形でホップスケール、充填用自動はかり、及びコンベヤスケールに係る検定手数料の設定等、所要の措置を講じた。

4. 5. 計量制度的確な運用

（1）特定計量証明事業認定制度（MLAP）の的確な運用

特定計量証明事業認定制度（MLAP）はダイオキシン類等極微量物質の計量証明の信頼性の向上を図るため、2001年6月の計量法の改正により導入され、2002年4月に施行された認定制度である。制度創設後、認定数は順調に伸びたものの、2012年頃から減少傾向に転じ、2020年度末の特定計量証明事業者数は74事業者となり、前年度末の79事業者から減少した。

（2）計量法トレーサビリティ制度（JCSS）の推進

計量法トレーサビリティ制度（JCSS）は、国家計量標準の整備と校正機関の審査・登録により、校正の国家計量標準へのトレーサビリティ（追跡可能性）を確保する制度である。この制度は1992年5月の計量法の改正により導入され、1993年11月に施行された。登録事業所数は増

加傾向が続いてきたが、2013年度末に260事業所となって以降は同程度の水準で推移し、2020年度末における登録事業所数は266事業所となった（前年度末265事業所）。また、2020年度のJCSS校正証明書の発行件数は589,795件となり（前年度594,972件）、2008年度から一貫して増加傾向が続いていたが、2020年度は微減となった。

（3）計量士国家試験、計量士の登録等の着実な実施

特定計量器の検定・検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有する者として、国家試験に合格する等の基準を満たした者に対し、計量士の資格を付与している。計量士は一般計量士と環境計量士（濃度関係、騒音・振動関係）からなる。

2020年12月に、第71回計量士国家試験を実施した（574名が合格）。

2020年度の計量士の登録者数は、一般計量士144名、環境計量士（濃度関係）232名、環境計量士（騒音・振動関係）78名であり、計454名の登録を行った。

（4）適切な法令の解釈・運用、地方自治体、独立行政法人等との連携の強化等

経済産業省、産総研、地方公共団体などの計量行政関係機関からなる全国計量行政会議を2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、2月に書面開催した。また、同会議の下部組織となる計量行政調整委員会、技術委員会、適正計量委員会を開催し、関係諸機関と緊密な連携の下で「計量法」の的確な解釈・運用の推進を図った。

4. 6. 計量行政に係る国際的対応

（1）特定計量器の技術基準の国際整合化

技術革新や国際整合化等に柔軟に対応することを目的に、特定計量器等の技術的基準を定めている特定計量器検定検査規則（検則）等の省令をJIS化し、これを引用することを進めており、2015年度に全特定計量器の技術基準がJIS化された。引き続き、技術革新及び国際整合化等の観点から必要に応じて引用したJISに関する改正の検討を行っており、2020年度はガスマーター等の2器種について改正を行った。

(2) 国際法定計量機関 (OIML) への対応

国際法定計量機関 (OIML) の国際勧告、国際文書等の審議に対応するため、国内に国際法定計量調査研究委員会を組織し、我が国提案を反映させるべく取り組んだ。

2020年10月にオンライン形式で開催された第55回国際法定計量委員会 (OIMLの執行機関 (CI ML) 年次委員会。毎年1回開催。) においては、我が国が新規発行作業及び改訂作業に関わった。

新D 35 (石油計量表)、新D 36 (液体用基準体積管)、新R 148 (非観血非自動血圧計)、新R 149 (非観血自動血圧計)、新R 150 (湾曲した滑り台を用いた自動はかり) の新規発行作業及びR 129 (多次元寸法測定器)、D 1 (国家計量制度) 改定版の最終草案が承認され、発行された。このうち、D 35 及びD 36 は産業技術総合研究所が事務局を務め、我が国の原案に各国のコメントを考慮して作成したものである。

また、本来ならば4年に1回の開催である国際法定計量会議 (OIML総会) の開催年だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年に延期されることとなった。

(3) アジア太平洋法定計量フォーラム (APLMF) への対応

2020年12月に、オンライン形式で第27回アジア太平洋法定計量フォーラム (APLMF) 総会が開催され、各加盟経済圏や各作業部会 (WG) 等からの活動報告等が行われた。

(4) 日韓法定計量協力委員会

1976年に締結された産総研計量標準総合センター (NMI J) と韓国技術標準院 (KATS) との包括的な覚書に基づき、これまで42回の日韓法定計量協力委員会が開催されてきた。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を避けるため、メールベースで日韓双方の計量法関連の執行状況及び国際整合への対応状況等について情報交換をした。

4. 7. 計量行政に関する普及・広報

計量に関する知識の普及・向上を図るため、11月を「計量強調月間」、11月1日を「計量記念日」としている。2020

年の計量記念日式典及び計量記念日全国大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。

なお、経済産業大臣表彰として計量関係功労者10名、産業技術環境局長表彰として計量制度運営等貢献者等15名については、表彰状及び副賞を送付した。

4. 8. 計量行政審議会の活動

計量行政審議会は、経済産業大臣の諮問機関であり、計量単位や特定計量器の検定、計量標準、計量士といった計量法に基づく必要な事項等を調査審議している。

計量士部会においては、2020年8月と2021年1月に、計量器の検査及びその他の計量管理を適確に行う計量士の資格に関する事項についての審議等を行った。